

# 地域クラブ 運営の手引き

2025年 7月

## はじめに

長崎市では、令和9年度の新チームに切り替わる時期までに、休日の（可能なところは平日も含めて）中学校部活動を、学校と連携しながら、地域が主体となって活動するクラブ（以下「地域クラブ」と言います。）に移行することを目指しています。

地域クラブの立ち上げに際しては、保護者会等が中心となり、子どもたちに合った指導方法・活動内容等をそれぞれの部活動において検討していただき、決定してもらうこととなります。

この手引きは、地域クラブの立ち上げから運営までの基本的な手順を紹介し、参考にさせていただくために作成しました。

今後の部活動のあり方について、子どもたちと一緒に検討していただきますようお願いいたします。

## 手引きの内容

設立準備



P2～4

地域クラブの設立



P4

クラブの運営



P5～6

参考資料



P8～10

# 地域クラブ設立の準備

## 1 意思 決定

在籍する部員と保護者の同意のもと、当該中学校の部活動顧問に設立の意向を伝え、学校は市教育委員会に相談する。

※ご不明な点がある場合は、お気軽に市にご相談ください。



## 2 運営の 主体と 指導者

①運営の主体を決める。

⇒「運営主体」を事業者や団体等に依頼するか、保護者会が中心となり運営主体となるかを選択する。

②指導者を決める。

⇒指導者は、市としては、現在の部活動指導員または課外クラブサポーターの継続を想定（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）している。

※指導者が見つからない場合は、市にご相談ください。

## 3 活動 場所

①活動場所を決める。

⇒これまで活動していた時間帯に学校の施設を利用して活動することを基本とする。

・平日の19時00分までは、学校と協議して部活動で使用していた学校施設の利用が可能。その際、使用料は発生しない。

・土日・祝日の学校施設の利用についても学校と協議。

## 4 活動時間 ・休養日

①活動時間を決める。

⇒1日の活動時間は平日2時間、土日・祝日は3時間程度とする。

②休養日を決める。

- ・原則、平日1日、土日1日の休養日（1週間のうち2日）を設定する。
- ・長期休業中の休養日は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・家庭の日（毎月第3日曜日）は原則活動をしない。
- ・学校と情報を共有し、行事や定期テスト等が実施される場合は、別途休養日を設定する。

③上記①②を踏まえて、休日のみ地域クラブへ移行するのか、平日、休日ともに移行するのかを指導者、顧問教師、保護者等で協議する。

## 5 活動 計画

①大まかな年間の活動計画を考える。

- ・大会やコンクール等への参加
- ・合宿や行事の計画



## 6 費用 ・保険

①活動の計画や会員数の見込みなどをもとに会費を決める。

※会費の額については、部活動の時と比べて保護者の負担が大きくなるように、活動が可能な範囲で設定してください。

②活動に応じた指導者の報酬額を決める。

③活動内容に見合ったスポーツ安全保険などの任意の保険加入を検討する。

⇒詳細については「長崎市地域クラブ活動指針」P13・14を参照

## 7 会員 募集

①新たな会員を募集する場合は、体験入会の実施や、  
チラシ・ポスターの作成等を行う。

②入会を希望する生徒及び保護者は、**各地域クラブが  
定める所定の入会届を提出**する。

※入会希望者は、地域クラブの**活動に主体的に取り組む  
意思がある**ことが必要です。



# 地域クラブの設立

## 1 設立の 手続き

①**規約**（目的、役員、指導者、入退会、活動方針、活動場所、活動内容、会費  
等を記載）**を作成**する。

②必要書類を準備し、**市に申請**して「長崎市地域クラブ」として認定を受ける。

⇒必要書類は「長崎市地域クラブ活動指針」 P16～18を参照。

参考URL <https://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/211/>

## 2 長崎市 地域クラブ認定

長崎市地域クラブの認定にかかる**基準や手順**、

**認定を受けるメリット**

⇒「長崎市地域クラブ活動指針」

P16を参照。

※市の認定を受けなくても活動はできますが、

指針P16のようなメリットは受けられません。



# 地域クラブの運営

## 1 活動上の 基本事項

- ①過度な勝利至上主義に陥らずバランスのとれた活動を行う。
- ②心身の健康管理に努め、**事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶**を徹底する。
- ③活動の際には指導者や保護者等が活動場所に立ち会う。

## 2 活動 場所

**学校施設を使用することを基本とする。**

※従来の部活動の活動時間に**学校施設を使用することができない場合は…**

夜間の学校施設や公の施設の利用については、市スポーツ振興課の「公共施設案内・予約システム」が便利です。（事前の登録が必要）

⇒ 参考URL <https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/110000/p007324.html>

## 3 経理 処理

- ①地域クラブの会計は、あらかじめ選任された会計担当者があたる。
  - ②会計業務に必要な諸帳簿を整備する。また**現金の管理は、極力専用の預金口座等を利用する。**
  - ③会計担当者は公正かつ適切な**会計処理を行い、保護者会等で情報を共有する。**
- ※会費の電子決済やクラブの会計管理等をサポートするアプリが開発されているので参考にしてください。

## 4 安全

- ①活動時は**健康観察**を行い、常に生徒の体調の変化に気を配り、適宜休憩と給水時間を設ける。
- ②**熱中症予防**に努め、天候や気温及び湿度に配慮した活動内容とする。
- ③活動中に生徒の体調不良や怪我があった場合には、活動場所にいる保護者、指導者が連携して応急処置を行う。病院受診が必要な場合も出てくるため、事前に**医療機関の連絡先等を確認**しておく。
- ④活動場所の施設、用具に不具合があれば、施設の管理者（学校やスポーツ振興課等）に申し出る。
- ⑤災害等の発生に備え、**避難場所を決めるなど、事前の準備**をしておく。  
⇒詳細については「長崎市地域クラブ活動指針」P13を参照

## 5 情報 連携

- ①**中学校と活動の状況等について情報を共有**する。
- ②活動の様子について**積極的に情報発信**する。
- ③事故等が発生した場合は、学校及び救急や警察等への連絡など、適切に対応する。



## 6 大会 コンクール

- ①大会やコンクールへの**参加資格については**、それぞれの大会等で異なるため、**事前に主催者に確認**する。
- ②大会に参加する場合、運営団体は**役員・審判などの大会運営にスタッフとして積極的に参加**する。
- ③**大会等への出場**にあたっては、生徒や保護者にとって過度の負担とならないよう、**時期や回数を精選して出場**する。

# お問い合わせ

長崎市教育委員会 地域クラブ活動推進室

長崎市役所 1 2 階 (長崎市魚の町 4 番 1 号)

Tel : 095-801-1716

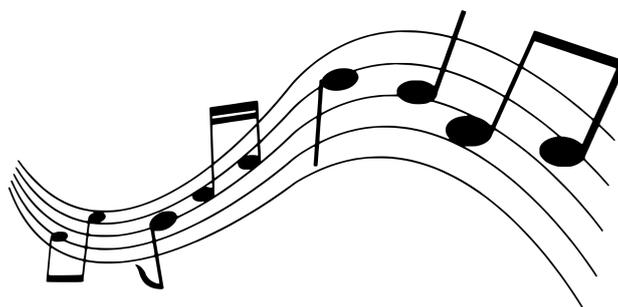
E-mail : chiikikurabu@city.nagasaki.lg.jp



## 関連 資料

長崎市地域クラブ活動指針等

URL ⇒ <https://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/211/>



## 別添参考資料

- ☆地域クラブ運営シミュレーション
- ☆地域クラブ規約等の構成例
- ☆地域クラブ規約サンプル



# 地域クラブ運営シミュレーション

※令和6年度に発足した地域クラブのうち、平日まで完全に移行した3団体（バスケットボール）の運営状況をもとにシミュレーションしたものの。

※15人の会員、2人の指導者で学校体育館を使用し活動していることを前提としている。

※種目や練習、大会の頻度、遠征、合宿の有無によって実際の収支は異なる。

収 入	会 費	月額5,000円×15人×12月	900,000
	市補助金	1,570円×15人	23,550
	収 入 計		923,550
支 出	保 険 料	生徒：800円/年 指導者：1,850円/年	15,700
	指導者謝礼	月10,000円×2人	240,000
	協会登録費	7,300円/年×15人	109,500
	大会参加費		120,000
	物 品 費		425,500
	そ の 他		12,850
	支 出 計		923,550

## 地域クラブ規約等の構成例



※ここに示した内容は必要最低限の項目です。

それぞれのクラブで必要事項があれば、適宜加え

てください。

- 1 名 称
- 2 目 的
- 3 活動方針
- 4 構成員（選手、指導者、保護者会等）
- 5 指導体制
- 6 会 費
- 7 入 団
- 8 退 団
- 9 会 計
- 10 総会（開催、構成、協議事項等）
- 11 活動場所
- 12 活動時間・休養日等
- 13 留意事項
- 14 附 則（施行日等）

# 地域クラブ規約サンプル

## 〇〇〇クラブ規約（例）

### 1 名称

本クラブは、〇〇〇クラブと称する。

### 2 目的

本クラブは、学校部活動の教育的意義や役割を踏まえ、中学校生徒として調和のとれた心身の発達を図ることを目的とする。

### 3 活動方針

長崎市部活動ガイドライン及び地域クラブ活動指針に則り活動するものとする。

### 4 構成員

- (1) 選手 〇〇中学校生徒及び近隣中学校生徒
- (2) 指導者 監督、コーチ
- (3) 保護者会 選手の保護者

### 5 指導体制

指導者は、保護者会において決定し、委嘱する。

### 6 会費

1人当たり月〇〇〇円を会費として納入する。

### 7 入団

所定の入会届に保護者の承認書を添えて提出する。

### 8 退団

退団を希望する場合は、選手又は保護者が監督又はコーチに申し出る。

### 9 会計

会計担当者を置き、本クラブの財務管理、経理業務を行う。

### 10 総会

本クラブの重要事項を協議、決定するため、次のとおり総会を開催する。

#### (1) 総会の開催

- ・定期総会 毎年3月に開催
- ・臨時総会 必要に応じて開催

#### (2) 総会の構成

- ・総会は、指導者及び保護者会で構成する。

#### (3) 総会の協議事項

- ・規約の改正、廃止
- ・活動計画
- ・予算及び決算
- ・役員を選任・解任
- ・その他クラブ運営に関する重要事項

## 11 活動場所

〇〇中学校体育館を使用することを基本とする。

## 12 活動時間・休養日等

原則として、土日祝日は、3時間以内、平日は、2時間以内の活動とし、週2日の休養日を設定する。

## 13 留意事項

- (1) 事故、怪我等に備えた任意保険に加入するものとする。
- (2) 運営上生じた事案については、会員間で情報を共有し、必要に応じ選手が属する学校にも連絡を行う。
- (3) 活動中の負傷等については、応急処置を行い保護者に連絡、必要に応じて病院受診等の対応をする。その後の治療等については、保護者の責任のもと行うものとし、本クラブは、責任を負わない。
- (4) 活動場所までの送迎は、保護者が行うこととする。送迎中の事故に関しては、加入している保険の範囲内で補償をするが、その他の事故に関し本クラブは、責任を負わない。

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する

